

様式第 1（第 15 条関係）

会 議 録

会議の名称	令和 3 年度第 2 回和泉市市民活動推進支援事業審査会
開催日時	令和 3 年 10 月 11 日（月） 午後 1 時 30 分から 3 時まで
開催場所	和泉市コミュニティセンター 1 階 中集会室
出席者	黒田会長、湯川委員、笠井委員 事務局（井阪総括主査、玉野主任、中村主事）
会議の議題	和泉市市民活動推進支援金交付要綱の一部改正（案）について 申請団体の事業内容変更申請及び実績報告にかかる審査、事業中止 取下げ報告について 令和 4 年度団体募集要項（案）について その他
会議の要旨	1. はじめに 会長あいさつ 2. 和泉市市民活動推進支援金交付要綱の一部改正（案）について 3. 申請団体の事業内容変更申請及び実績報告にかかる審査、事業中止 取下げ報告について 4. 令和 4 年度団体募集要項（案）について 5. その他・事務連絡
会議録の 作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の 確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他（ ）
その他の必要 事項（会議の 公開・非公開、 傍聴人数等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議の形式：公開 ・ 傍聴人：0人 ・ 議事録の公開：有り

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【司会】

本日はお忙しい中、ご出席賜り誠にありがとうございます。

ただ今から、令和3年度第2回和泉市市民活動推進支援事業審査会を開催させていただきます。私、本日の司会進行をさせていただきます市長公室公民協働推進室主任の玉野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、本日の審査会の欠席についてご報告させていただきます。本日青山委員におかれましては所用のため、山村委員におかれましては他の公務のため欠席の連絡をいただいておりますこと、ご報告申し上げます。

それでは本日の会議資料の確認をさせていただきます。次第、資料1、資料2、資料3、資料4、資料5、資料6、以上でございます。不足資料等ございましたら、挙手いただきますようお願いいたします。

ないようでございますので、本日の審査会の流れを簡単にご説明させていただきます。次第1、黒田会長からごあいさつをいただいた後、次第2和泉市市民活動推進支援金交付要綱の一部改正（案）について、事務局よりご説明させていただきます。

次に次第3といたしまして、今回、変更申請のあった1団体、実績報告があった1団体について、事務局より説明、書類審査をしていただきます。あわせて事業中止・取下げの報告があった4団体についても報告いたします。

次に次第4令和4年度団体募集要項（案）について、事務局よりご説明させていただきます。ご意見等ございましたら頂戴したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に次第5その他・事務連絡といたしまして、今後のスケジュールについてご説明させていただきます。

以上が本日の審査会の流れでございます。それでは、以後の進行につきましては、会長よろしくようお願い申し上げます。

【会長】

本日もよろしくお願いいたします。

それでは、会議に入ります前に、和泉市助成審査委員会規則第6条第2項の規定によりまして、会議の開催要件であります、委員の過半数の出席があると認め、本日の議事を進めさせていただきます。

次第2の和泉市市民活動推進支援金交付要綱の一部改正（案）について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

事業内容の変更につきましては、前回の審査会にてご相談させていただいた件につきまして、その後進展がございましたので、ご報告申し上げます。1ページをお願いします。

まず、前回の審査会にてご相談させていただいた内容につきまして、説明いたします。

現在の要綱第15条では、事業を変更しようとするときは、変更申請書を提出し、審査会へ報告し、意見をお伺いした上で、変更可否決定を出すという流れとなっており、少しでも事業内容を変更する場合は、必ず審査会を通した上で、変更可否決定を出すこととなっております。

そのため、軽微な変更や、天災地変によるやむを得ない事情であっても、審査会での承認を得られなければ、事業を進めることができないということになってしまいます。実際どういうときに変更申請をしてもらおうべきなのかということについてご相談させていただきました。

前回の審査会でのまとめとしては、軽微な変更であっても変更申請は出してもらい、何がどう変わるのかを事務局は把握しておくべき。ただし、全部が全部審査会を通してからでないと変更を認めないというわけではなく、事務局の方で、審査会にかけるほどの変更なのかを判断し、予算や事業内容が大きく変わる等のものについては、審査会での承認が必要という形に変更する方

向で進めるということとなっていたかと思います。

つきましては、それを基に、法務担当部署とも相談をし、再度案を作成いたしましたので、内容をご確認いただけますでしょうか。第2項に「ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。」という文言と、(1)(2)を付け加えた形になります。

今後の対応としては、審査会にかけると判断したものについては、審査会にかけず事務局で変更可否決定を行い、審査会には事後報告という形で対応させていただきます。

【会長】

ありがとうございます。

ただいまの事務局説明についてご意見ご質問等何かございませんか。

【会長】

第15条の1のところの「市長が別に定める日までに」というのも新しく加わったというのは何か意図がありますか。

【事務局】

法務担当部署と相談したときに、現在の要綱では、事前に変更申請書を提出という文言になっているのですが、こういった文言を入れておいた方が柔軟に対応できるのではということで付け加えています。

【会長】

具体的に別にどこかで定めるといことですか。それとも文言を入れるだけということですか。

【事務局】

文言入れるだけですね。審査会が年8回程度を予定していますが、その審査会の開催日程に合わせて、この審査会であればいつくらい前にというイメージでこの文言を入れている経過もございますので、あまりにも直前に来られても審査にかかる処理ができないところからあらかじめ事前に提出してもらうという形でいこうと考えています。

【会長】

旧の部分はあらかじめとなっていて、あらかじめっていうと事前という意味があると思いますが、新の方の市長が別に定める日までにという文言では事前事後の判断ができないと思います。万が一事後に持ってきたとしても、別に定める日までに事前で定められていないのであれば、団体が事後にこうやって変えてしまったとしても、この書き方だと事後でも認められる余地があるのかなど、あらかじめというのは残しておいた方が良かったのかなというところですね。

下の第2項の(2)は、審査会に報告しないが第15条の第1項の手続きは必要という意味で良いですか。

【事務局】

はい。

【会長】

ただし、次に掲げる場合についてはこの限りでないという但し書きが、第1項にまでかかってくるのか、第2項だけにかかってくるのか、第2項だけにかかってくるという理解ですよね。

【事務局】

そうですね。軽微な変更や天災地変により強いられた変更の場合は、審査会への報告は必要ないが、変更申請の書類は事務局に出してもらう形です。

【会長】

どうでしょう。ご意見等あればお願いします。

【会長】

いつ頃どういう手続きで変える予定ですか。

【事務局】

審査会でご確認いただき、修正があれば変え、できるだけ早めに変えようと思っています。あらかじめという意味合いを残しておいた方が良いでしょう。

【会長】

市長が別に定める日までにというのを具体的にどこかで決めて示しておくのであれば、あらかじめは必要ないと思いますが、とりあえず文言を足すとかであれば、いつでも良いと団体さんに判断されても困りますね。

上手にまとめていただけたらと思います。

【事務局】

はい。

【会長】

他に何か意見がありますでしょうか。

【会長】

よろしいですか。

今の意見を参考に進めていっていただけたらと思います。

【会長】

それでは、次に移ります。次第3の申請団体の事業内容変更申請及び実績報告にかかる審査、事業中止・取下げ報告を行います。

事務局より一括で説明をお願いします。

【事務局】

それでは、次第3「申請団体の事業内容変更申請及び実績報告にかかる審査、事業中止及び取下げ報告について」説明いたします。

まず、【次第3の（1）事務局説明】でございます。

資料2につきましては、令和2年度に開催した本審議会において支援を決定した団体の一覧表であり、今回変更申請の提出がありましたステップアップコース10番、実績報告の提出がありましたステップアップコース9番、事業中止・取下げの報告がありました地域活性化コース1番、5番、7番、9番の、合計6団体について、本日審査をお願いするものです。

次に、資料3につきまして説明いたします。変更申請のあった団体は、変更申請書類及びエントリー時の書類を添付しております。実績報告のあった団体は、当初予算と決算の内容が比較できるようにまとめた資料、実績報告書類及びエントリー時の書類を添付しております。事業中止取下げの報告があった団体は、事業中止理由一覧表及び事業中止団体のエントリー時の書類を添付しております。

次に、資料4につきましては、団体の変更申請内容や実績内容が適正であるかを審査していただくシートとなっております。

続きまして、【次第3の（2）書類審査】について説明いたします。

では、変更申請の提出のあった、ステップアップコース10番「障害」をもつ仲間と共に歩む和泉若者の集い 実行委員会」についてご説明させていただきます。11、12ページをお願いします。

事業の内容ですが、障害の有無に左右されない人と人との交流の場をつくるイベントを開催するものとなっております。障害者への偏見、差別をなくすためには、同じ時間に同じ空間で過ごすことが大切であり、出店、交流、発表などをとおしてともに過ごし、対話や協働を通して互いのことを知り、それぞれがこれからの一人ひとりを大切にする生き方につなげていくというものです。当日だけでなく、事前・事後での各団体でのとりくみや、参加者が集う機会をつくることで、より深くかかわることができます。

6ページをお願いします。変更の理由は、新型コロナウイルスの影響により、不特定多数の人が集まるイベントの実施が困難となったためでございます。

変更後の内容は、イベントのテーマソングを各団体ごとに歌い録音しCDを作成し、またイベントの主旨に沿って、そのテーマソングに手話をつけてDVDを作成します。

また、1つの大きな看板を、各団体ごとに小さなサイズに振りわけ、自由な発想で描いてもらい、各団体で作成したものを持ち寄り、1つの看板を作成します。

CDやDVD、看板の作成を通して、障害の有無に関わらず皆で協力して取り組むことで、障害に対する偏見や差別の解消につなげるというものです。

続きまして、収支予算についてご説明させていただきます。9ページをお願いします。

収入の部につきまして、支援金37,000円、自主財源38,121円、合計75,121円でございます。

支出の部に移ります。

消耗品費が30,121円計上されており、内容はイベントカラー、看板用布、CD、DVDでございます。

印刷製本費が45,000円計上されており、内容は報告書冊子の印刷代でございます。

事務局におきまして、事業内容変更申請書及び事業計画書、収支予算書を精査した結果、事業の必要性及び事業の主旨について大きく変わるものではないことから、適正であると解しております。

続きまして、実績報告書の提出がありました、ステップアップコース9番「和泉市音楽家連盟「音の和」」についてです。24、25ページをお願いします。

事業内容ですが、クラシック音楽という、チケット代が高く、馴染みもない、難しいといったイメージがあるなどの理由であまり聴く機会や習慣がない人が多いという現状に対し、安価で、分かりやすいコンサートを実施することで、生の演奏を聴くきっかけをつくり、地域の音楽文化の向上を図るものでした。

16ページをお願いします。事業の成果ですが、8月28日に和泉シティプラザ弥生の風ホールにて、『「音の和」13thコンサート』が開催されました。今回取り上げた「映画音楽」は誰もが聴いたことがある曲ばかりで、一曲の演奏時間を短くすることで、数々の名曲をテンポ良く聴いてもらうことができ、また司会者のトークも親しみ深く、全体的に好評の声が多かったとのこと。コロナ禍のため、感染対策をしっかりと講じて開催しました。コロナ禍でコンサートが激減する中、演奏家にとっても参加者にとっても貴重な機会となったと報告いただいております。

続きまして、収支決算についてご説明させていただきます。14ページをお願いします。

収入の部につきまして、支援金、チケット収入及び広告協賛金の減額により、全体で173,642円の減額となっております。

支出の部に移ります。

報償費ですが、当初予算額30,000円に対し決算額0円となっております。減額の理由としては、受付業務を団体で行ったためでございます。

委託料ですが、当初予算額25,000円に対し決算額0円となっております。減額の理由としては、施設の方で直前に調律が入ったため、調律を委託せずに済んだのと、また、チケットの販売については、生涯学習センターに委託していましたが、今回はQRコードやハガキによる申込みにしたため、委託料がかからなかったとのこと。

印刷製本費ですが、当初予算額36,000円に対し決算額14,245円となっております。

減額の理由としては、部数の削減や、デザインを自分たちで考えたことによるものです。

使用料及び賃借料ですが、当初予算額300,000円に対し決算額184,928円となっております。減額の理由としては、附帯設備使用料を抑えたことによるものです。

食料費ですが、当初予算額2,000円に対し決算額226円となっております。減額の理由としては、調律師の食事が不要だったためです。

役務費ですが、当初予算額5,000円に対し決算額8,739円となっております。増額の理由としては、ハガキによる申込みをされた方には、当日の入場券として予約完了のハガキを送付したことによるものです。

消耗品費ですが、当初予算額10,000円に対し決算額220円となっております。減額の理由としては、文房具は既存のもので対応したとともに、施設の方で消毒液や体温計を借りることができたことによるものです。

以上が、実績報告の内容ですが、事務局におきまして、領収書並びに関係書類を精査した結果、適正に執行されているものと判断しております。

続きまして、事業の中止や取下げの報告をいただいている団体について説明いたします。27ページをお願いします。事業中止及び取下げ理由の一覧をまとめた表でございます。

地域活性化コース1番、「いぶき野夏祭り実行委員会」です。事業の内容は、新興住宅地の多いいぶき野地区の現状を鑑み、近所づきあいのきっかけを作り、和泉市に対する郷土愛を育むため、いぶきの地区において夏祭りを開催するものとなっております。中止の理由は、新型コロナウイルスの感染が拡大しており、安心安全が確保できないため、と報告を受けています。

地域活性化コース5番、「はつが野街づくり推進委員会」です。事業内容は、近所づきあいが希薄になりつつある現状に対し、地域住民の交流の場をつくり、連帯感の強い活気ある街づくりをしていくというものです。中止の理由は、新型コロナウイルス感染症が収束しない中で大人数が集まるイベントの開催は難しいため、と報告を受けています。

地域活性化コース7番、「国府校区納涼大会実行委員会」です。事業内容は、新規住民が増加し、地域住民の繋がりが希薄になりつつある現状に対し、納涼大会をツールとして、世代を超えた地域交流の場をつくることで、近所の顔見知りを増やし、犯罪や非行の防止にもつなげていくことを目的とするものです。中止の理由は、新型コロナウイルスの影響により、組織としての活動が進まず、準備不足及び、開催に向けて万全の感染防止対策を講じることが極めて困難であり、運営側参加者ともに安全を確保した開催ができないため、と報告を受けています。

次に、地域活性化コース9番「上代町盆踊り実行委員会」です。事業内容は、地域間や世代間の交流を深めることを目的に盆踊り大会を実施していただいております。中止の理由は、新型コロナウイルス感染拡大防止のためと報告を受けています。

以上の4団体ですが、事務局としましては、事業の中止・取下げについては、やむを得ないと考えております。

以上で、次第3「申請団体の事業内容変更申請及び実績報告にかかる審査、事業中止及び取下げ報告について」の説明を終わります。

【会長】

ありがとうございます。それではまず、変更申請のあった、ステップアップコース10番「障害」をもつ仲間と共に歩む和泉若者の集い 実行委員会」から見ていきたいと思いますが、何かありましたらご意見をお願いします。

【委員】

9ページの収支予算書ですが、まだ事業をされていないんですね。支出のところで円単位で出てきているけれども、これで良いのですか。通常あまり円単位で入らないかなと思ひまして。

確定しているのですかね。

【事務局】

準備等は進んでいっているみたいです。

【委員】

まるまった数字でやっておいた方が良いのかなと思いますが。基本は予算内ということになってくるので。もう確定なら良いのですが、あまり予算の段階でここまで円単位であるのはあまりないので。追加でかかってくることはもうないのですか。

【事務局】

それも分かった上で提出されているという認識です。

【会長】

既に変更の内容については実施していっているのだろうなと思いますけど、確認はしておいてください。実際こういう形で進めているのですか。

【事務局】

準備等は進めていっていると話は聞いています。

【会長】

いろいろ考えられて、イベントができないけれども継続してやっていくという意味もあるので、アイデアを出されたと思うのですが、何をするかというのが掴めないところがあって、1つはテーマソングを歌って録音する、テーマソングに手話を付けてDVDを作るということですかね。それは、各団体ごとに別々に行うということですか。

【事務局】

なかなか集まって作成することができないので、各団体ごとに分かれてやって、それを集めたものをCDやDVDを作っていくというのが変更後の内容です。

【会長】

各事業所で録画したものを編集合成したりして皆で歌っているような感じにするということですか。

【事務局】

そうですね。

【会長】

看板の方も、各団体ごとにパーツを作って、どこかでくっつけるということなのだろうと思いますが、歌にしても看板にしても、どこの部分に市民に広く効果を与える活動になっているのかというところが大事だと思います。この中に書かれている内容であれば、各福祉事業所の中の企画でしかなく、成果物なり作成のプロセスの中に、市民の皆さんがどう関わってきているのかとかどういう影響があるのかが読み取れなくて、7ページの主な対象者の中には、和泉市小中学校生徒児童と書いてあって、これがどこに関わってくるのかというところが読み取れなかったの。児童が事業所を使っている障がいのある児童という意味なのか、それとも学校全体の児童すべてを指しているのかですとか。あと8ページの協働性のあたりのところでも、和泉市内の各学校園所、作業所と一体となつてとあるが、どういう作業が一体と表されているのか、読み取れないなと思ってしまいました。

【事務局】

CD や DVD、看板の作成が、福祉作業所の利用者の方と小中学校の方でも一緒になって作っていくと聞いております。市民さんへの周知ですとか発信については、Youtube への投稿ですとか、看板に関しては、10 月の和泉市の文化祭にて展示してもらったり、そういうところで一般市民さんに目に付くような形とする予定と聞いています。

【会長】

それは書かれていないですよ。

動機をどうしていくのか、どう市民に訴えていくのかというところが、この補助金の事業としては一番審査したいところですが、申請書を書かれた方は、最初申請するときはそれが頭にあったんでしょけど、事業の変更で自分たちの事業をどう変えようかに焦点化されて、当初の目的が抜けているかなという気はします。少し修正していただくか、それが難しければ、当初の市民に対する障がいのある方への理解を広めていくというようなことがきちんとできるんだということを書いていただいた方が良いかなど。そうしないと作業所の中での作業支援と思われてしまふとちょっと良くないの。

【事務局】

その事業計画や変更申請書に、一般市民への効果を団体に加えてもらって、もう 1 度修正してみます。

【会長】

必要性や公益性のところは、前から同じやつを持ってきているが、それを具体的にどういったことで実現するのかというところで看板を作るしかないの、看板を作るのは障がいのある方たちが各事業所で作るのしょうから、それは各事業所の業務なので、そこだけにお金を投入するわけにはいかないの、それをどう活かすかというところの部分が重要だと思います。それが読み取りにくいです。

【委員】

報告書冊子が 5,000 円アップになっていて、前の収支予算書を見る限りではそんなに報告書というところが前に出てなくて、何かイベントがあってその報告書なのかなという理解で進めていましたが、今回はイベントもなく、各作業所に分かれてそういった取り組みをしていくということなのかなと思ったときに、報告書の内容や 5,000 円アップして何部増刷してそれをどう市民の方に差別とか偏見の解消につなげるために、報告書がどういう役割をするのかというところは、確認しておいた方が良くと思います。100 部とかであれば、自分たちのメンバーだけで終わってしまう部数だと思いますし、それが何ページものでどういった内容なのかというところが、今回は 75,121 円の中で半分くらい占めているので、もう少し詳しく聞いておいた方が良いかなど、どういうところに配るのか、どういうところに発信して、偏見や差別の解消につながると考えているのかも確認しておいた方が良くと思います。

【事務局】

小中学校や福祉施設、今回作成に関わっていない団体にも配布する予定ですよというのは聞いておまして、ただ部数がどのくらいで何ページもので、なぜ 5,000 円アップしたのかそういった部分は聞いていなかったの、確認させていただきます。

【会長】

彼はよろしいですかね。やろうとされていることはかなり新しくアイデア出されてどうにかやろうと思われているので、本当にやろうと思っていることをもう少し詳細に書いていただくのが重要かなと思います。確認をして追加で出していただければ出していただいた方が良いかと思います。もし書類を出すのが難しいようでしたら、事務局の方でしっかり聞き取りをしていただいて、実績報告の方でお話を聞かせていただけたらと思います。

【会長】

それでは、とりあえず事業自体の変更は認めるということでよろしいでしょうか。

【会長】

ありがとうございます。

【会長】

次が、音の和の実績報告書です。実際に感染対策をしながら、人数を減らしたのですかね。実際に実施されたということですが、何かご質問があればお願いします。

【会長】

弥生の風ホールはずっと自由にオープンしていたのですかね。和泉市の施設は結構閉館していた時期もありましたが、たまたま使って良い時期とやりたい時期が合っていたのかな。

【事務局】

使用条件や定員の条件を満たしていれば、使って良かったと思います。

【会長】

内容自体はこれで良いかと思いますが、実際コロナ禍でこういう活動をされている団体が少ないので、課題があったとかありましたか。

【事務局】

今までやってきたやり方を変えて、申込みも生涯学習センターに委託するのではなく、ハガキやQRコードにしたりしたところで、手続きが初めてなところもあったので、そこが大変だったというのはおっしゃっていました。

【会長】

なるほど。なるべく人と人が介さないように工夫されてきたということですね。

【事務局】

申込みのときも生涯学習センターに来てもらうのもどうかということで、なるべく直接会わない方法を考えられたと聞いています。

【会長】

他の団体さんからも問合せがあればこんな方法もありますよというのを教えてあげたら良いですね。

【会長】

では、認める形でよろしいですかね。

【会長】

はい、ありがとうございます。

それでは、27ページのところにある、地域活性化コース4団体がそれぞれコロナの影響で中止をするということですが、何かご質問ありましたらお願いします。

【会長】

夏祭り系で実際に実施されたところはありましたか。

【事務局】

ステップアップコース8番の四季の味覚祭実行委員会は、7月末に実施されました。

【会長】

なるほど。

【会長】

4団体の中止については認めるということよろしいですか。

【会長】

ありがとうございます。

【会長】

それでは、次に移ります。次第4 令和4年度団体募集要項（案）について、事務局説明願います。

【事務局】

令和4年度団体募集要項（案）につきまして、45ページ以降、資料5をご覧ください。

こちらが、令和4年度団体募集説明会にてお配りさせていただく資料となります。募集期間は、11月1日(月)から11月30日(火)として募集いたします。なお、団体募集説明会は、令和3年10月28日(木)に開催予定です。

それでは、内容につきましては令和3年度団体募集より変更させていただいております点をご説明させていただきます。年度や日時の変更につきましては、説明を割愛させていただきます。変更しております箇所につきましては、網掛けを付けさせていただいております。

対象経費につきまして、以前の審査会にて、3点ほど対象経費のことで検討課題があったかと思えます。本市の他の補助金や、他市の市民活動支援制度について調べてみましたのでご報告いたします。

49ページをご覧ください。まず1点目、報償費の上限額についてでございます。支援対象団体の中には祭り関係の団体もございまして、来ていただくゲストの方への謝礼が高いところも見受けられ、ある一定上限額を設けた方が良いのかどうかということでした。

本市の他の補助金や、他市の市民活動支援制度について、調べてみたところ、上限額を設けているところもございましたが、講座に来ていただく講師の方に対しての謝金ということ想定してのものであり、祭り団体のように規模の大きい団体を想定しているものではありませんでした。上限を設けていないところでは、報償費の金額があまりにも高いところには、なぜこれだけの金額が必要なのか、そもそもその人に来てもらわないといけないのか等積算の根拠を確認しているところもございました。

事務局としても、上限額をいくらと一律に設定することは難しいと考えております。報償費が金額的に目立つ場合は、その金額の根拠を確認するという方針でいきたいと考えています。

続きまして、2点目、飲料代につきましてです。当初は夏祭りやだんじりの際といった炎天下での作業を伴う場合の作業時飲料代を例外的に認めていましたが、作業時飲料代という言葉がひとり歩きして、今では室内での作業の際の飲料代も認めている形になっています。

本市の他の補助金や、他市の市民活動支援制度について、調べてみたところ、様々でございました。飲料代は全く何も認めていないところや、主催者側の飲料代は認めていないが講師の飲料代は認めているところ、その事業の内容やその事業での飲料の使い方等総合的に考えた上で判断するところ、といったケースがありました。

事務局としては、作業時の飲料は自分たちで賄うべきものではないかという思いも正直ありつつ、過去に例外的に作業時飲料代を認めた経緯もあり、それをまた対象経費から外すというのは難しいと考えています。実際に、令和3年度の支援対象団体で作業時飲料代を経常されている団体は16団体ございます。

つきましては、こういう作業を伴うから必要、作業時の飲料代がないと事業が成り立たない、ということを団体さんに示していただき、作業時飲料代の必要性を判断するといった形でいかが

かと考えています。

最後に3点目、楽譜やテキスト等の資料代といった、個人への支給物につきましてです。個人に渡しきってしまうものにつきましては参加者負担が望ましいのではないかという点です。

他市の状況を確認したところ、受益者負担の原則をとっていたり、個人への支給物は対象外としているところ、特に決まっていないというところ様々でした。

事務局としては、楽譜やテキスト等既に出来上がっているものを購入して、それをそのまま参加者に渡す場合、それは参加者自身が負担すべきものであるとし、対象外経費とする方針でいきたいと考えております。

66ページをご覧ください。

収支予算書の自主財源の部分ですが、以前の審査会にて、自主財源の内訳が書かれていない団体があったため、自主財源の内訳を書くよう注意書きしております。

以上が今回の変更点となります。

10月28日(木)に開催を予定しております団体募集説明会までにもう少し内容を精査したいと考えており、若干の変更はあるかもしれませんが、最終版につきましては、委員の皆様にご送付させていただきたいと考えております。

【会長】

はい、ありがとうございます。ご質問等何かございませんか。

まずは49ページのあたりですね。講師謝礼の上限は書いておかず、出されてきたときに、金額を見て、高すぎる場合は問い合わせたりする形ですかね。

【事務局】

そうですね。

【会長】

あとは飲み物代ですね。飲み物代もこれまでどおりの運用で良いのかなと思います。何十人も集まるところで、皆喉が渴いたなど自動販売機が売り切れたり、物を売っていないところで作業するとき熱中症とか大変かなと、イベントをするときにいつも思うことなので、こういう形で良いかと思えます。

楽譜等の個人の物になるような物については、経費に入れないということですね。例えば、楽譜を買ってコピーをして配るとするのはオッケーなのですかね。

【事務局】

こちらで考えているのは、買ってきたものをそのまま参加者に配布するといったものは参加者が負担すべきものだと思っておりますが、コピー代は対象内で良いのかなと考えています。

【会長】

そうですね。経費は良いですか。

【委員】

印刷製本費が、この書き方ざっくりしていますが、私たちが出す助成金で、何サイズで、カラーなのか白黒なのか、何部なのか、積算根拠を求められるというか、書いていなくてもどういふものなのか確認をされたり、書かないということがあまりなくて、なぜその金額が出てきたのか、簡易印刷費までは要らないとは思いますが、ポスターやパンフレットや報告書関係のことであれば、明確に決まった上での予算だと思うので、そこは書いてもらう方が、他の助成金でも聞かれることだと思うので、そういう意識を付けてもらう意味でも必要かと思えます。

【会長】

検討してみてください。これだけでなく、いろんなところでお金をとってきてもらう意味で、自分たちの準備したものが次に役立つかもしれないので。

66ページの収支予算書の自主財源の吹き出しで内訳を記入してくださいと加えたというところですね。

他に去年から募集要項の概要について、問合せが多かったページや項目が多かったところはありませんか。

【事務局】

事業計画書の6番、自己PRの部分については、ちよいずのときになかった項目なので、問合せがあったりはしますね。

【委員】

サンプルがあったら分かりやすいが、サンプルの内容ばかりになってきてしまいますね。

【会長】

審査会で審査するようになったから、審査会メンバーに近い人がわざわざこういうふうに書いたらというの言いにくくなりますよね。そこは団体さんで考えてもらうしかないですね。

ちなみに、48ページの概ね小学校区以上って、前から小学校区以上でしたっけ。

【委員】

1回確認してみてください。

【事務局】

分かりました。

【会長】

自治会単位のイベントになってしまうことがダメだ、そういうための補助金ではないのでということで、幅広く持たせていたので、もう一度確認お願いします。

問合せってますか。どれくらい応募が来るのかが心配で。

【事務局】

現在募集説明会の応募をしています、これまでちよいずや本制度に申請されていなかったところからも説明会に参加するという連絡がありますね。

【会長】

維持できるか、増えそうな印象ですかね。

【事務局】

祭り関係とかがどうなってくるのかが気になりますね。実際2年連続できていないところが多い中で、申請してくるのかどうなのかが気になりますね。

【会長】

申請数も気になりますが、元々の市民活動の活発さというのが、コロナ2年目になって、継続性がいろんな団体さんが失われてきたり、集まれなくなってきたり、やめちゃったりとか休もうというところが、学校の部活もそうなっています。団体をしているところはどれくらい縮小してしまっているのかというところが気になっていて、それがこれの応募数に表れてくるのかなと思っていたので、まあ期待して待っておきましょうか。どれくらい参加があったのか教えてください。

とりあえず事務局の方からお示しいただいた案で行ってよろしいでしょうか。

【委員】

審査基準で、去年大変だった思い出があって、ステップアップコースと地域活性化コースで結構細かく分けられていて、それが凄く大変だったというイメージがあって、他のところであれば、公益性

でこういう視点で見てくださいなというのが3つ書いてあって、配点30点の中で点数付けてくださいなとか、もう少し点数をざっくりというか、〇〇性という項目に点数を付けるのではなく、1個ずつの項目に点数を付けたので、大変だった思い出があります。

【会長】

おっしゃることはよく分かります。

【委員】

公益性の中の3つの違いもよく分からなくなってきた、項目が細かすぎて。

【会長】

採点結果は、細目ごとに出ていましたか。

【事務局】

合計点だけでなく、細目ごとに点数を出していました。

【会長】

募集要項上はこれで良いが、実際私たちが審査するときは、30点満点で何点とか、カテゴリーごとの点数を付けて、団体さんに伝えるときもカテゴリーごとにやれば、内容を変えずに運用上でやっていけるかと思いましたが、団体さんに伝えるときも細目ごとに伝えているのであれば、変えるとなれば全体を変えないといけないですね。

【委員】

今後が良いですが、細かすぎて頭がこんがらがってしまうので。

【会長】

続きまして、次第5 その他・事務連絡について、事務局よりスケジュールについての説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、公民協働推進室主事の中村よりご説明させていただきます。

92 ページの、資料6 今後の審査会スケジュール（案）をご覧ください。

次回第3回審査会については、12月24日（金）に開催を予定してございます。ご審議いただく内容につきましては、令和3年度の対象事業の実績報告及び変更申請についての審査、事業中止取下げの報告と考えております。

続きまして、第4回審査会を1月下旬頃に予定してございます。ご審議いただく内容につきましては、第3回審査会同様でございます。

続きまして、第5回から第7回審査会につきましては、2月中旬から3月上旬頃にかけての開催を予定してございます。ご審議いただく内容といたしましては、令和4年度事業に申請のあった団体の審査をお願いしたいと考えております。

最後に、第8回審査会を令和4年3月下旬頃に予定してございます。ご審議いただく内容につきましては、令和3年度の対象事業の実績報告についての審査、事業中止取下げの報告と考えております。

以上が簡単ではございますが、今後の審査会スケジュール（案）となっております。あくまで、現時点での予定でございますので、日程が前後する場合がございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

【会長】

ただいまの事務局説明について、ご質問、意見等何かございませんか。

【会長】

これにて本日の審査会を終了します。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

いました。